

[事案 2023-111] 契約無効等請求

・令和6年4月19日 裁定不調

<事案の概要>

募集人の虚偽説明を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成2年1月に終身保険（契約①）に医療特約を付加して契約し、平成28年9月に組立型保険（契約②）に医療特約を付加して契約した。その後、同年10月に契約①の医療特約を解約し、令和4年12月に契約②を解約したが、以下の理由により、契約②を契約時に遡って無効とし、既払込保険料を返してほしい。また、契約①の医療特約を復旧させるとともに、慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 契約②の契約時に虚偽の説明がなされた。
- (2) 保険料が一部未確定とされたまま契約させられた。
- (3) 国民健康保険自己負担率が2割から3割に変更された際の保険料の変更（Ⅱ型からⅢ型への変更）について、納得のできる説明がないまま長期間放置され、4ヶ月間、契約と違う保険料を支払わされた。
- (4) 入院費用を生涯保障するという説明であったが、契約後に入院給付金には通算支払日数の限度があると説明された。
- (5) 契約①の医療特約を解約した際、解約返戻金が支払われていない。

<保険会社の主張>

以下の理由等により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約②については、パンフレット、設計書を渡して説明するなど募集人として行うべき説明を行っている上、申立人の主張する誤説明の事実が確認できない。
- (2) 契約②の設計書の記載から、契約①②に付加した医療特約の内容や保険金・給付金額等は容易に認識でき、両特約の保障内容はパンフレットにも記載がある。
- (3) 募集人が、契約②の成立後に契約①の医療特約を解約したいとの意向を聞いていたこと等から動機の錯誤も考えられるが、動機の前提となる契約②について錯誤無効とならないため、無効とはならない。
- (4) 申立人が終身の入院保障を希望していたものであり、募集人は誤説明をしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約②申込時の説明状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の虚偽説明は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1) 申立人は、契約②の締結以前に、すでに保険料を全額支払った契約①の医療特約で80歳までの医療保障を確保しており、敢えて追加の保険料の支払いが必要な契約②に乗り替えるとなると、申立人は、契約②に対して従来の保障を大きく超える期待があったと考えるの

が自然であるが、募集人の事情聴取によれば、申立人のニーズを正確に把握していたか疑問である。

- (2) 募集人の申立人に対する意向把握や、契約内容説明等に不十分な点が散見され、また、国民健康保険自己負担率の変更に伴う型変更申し入れ時の対応が不適切であり、そのことが本件トラブルにつながった可能性は否定できない。